

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

■風水害の特性 地域防災計画第1編第4章第3節引用

- ・大雨洪水時には、琵琶湖の水位が著しく上昇し、沿岸に被害が発生する。
- ・天井川や尻無川が多く、大雨のときは水位が急上昇し、破堤や溢水による水害が起りやすい。
- ・古くからの集落や市街地の多くは、自然堤防や段丘上に位置していることから浸水被害等は少ないが、近年開発された市街地では浸水被害の危険性が高い。
- ・大型台風が本県の東側を北東に進むときは、台風に伴う湿った強風が山の斜面に吹きつけて鈴鹿、比良の両山岳地帯に豪雨が降り、大きな被害が発生する。
- ・大型台風が本県の西側を北東に進むときは、暴風による大きな被害が発生する。

■風水害の被害想定 地域防災計画第1編第4章第4節引用

- ・市の河川は、市東部の山地から流下して、一級河川愛知川及び日野川に合流し琵琶湖に注いでいる。大雨が降った場合、堤防の決壊、内水のはん濫など浸水被害の発生する危険性があり、過去に台風や集中豪雨により水害が発生している。

(洪水：ハザードマップ)

八日市駅前を中心に中心市街地として指定している地域では、0.5メートルの浸水が想定されている。特に琵琶湖に近く、愛知川沿岸である能登川地域及び日野川沿岸である蒲生地域では2メートルを超える浸水が想定されている。

(土砂災害：東近江市地域防災計画) 地域防災計画第1編第4章第4節参考

市の東部に山地が形成されており、山地を流下する河川沿いの平坦地に集落等が形成されている。このため、大雨が降った場合には、土石流、がけ崩れ等の土砂災害の発生する危険性があり、市域には多くの土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定がなされている。

(地震：ハザードマップ)

本市では、海溝型地震と3つの直下型地震が発生すると影響が大きいと想定されている。3つの活断層のうち、市に最も大きな被害をもたらすのは「鈴鹿西縁断層帯地震」と想定されており、最大で震度7、今後30年以内の地震発生確率は0.08～0.2%とされている。また、地震発生時の液状化の危険度は能登川地域と蒲生地域の一部で高いと示されている。

※断層帯例：柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 (M7.8)、鈴鹿西縁断層帯 (M7.6)、琵琶湖西岸断層帯 (M7.8) 等

■感染症について

「東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画」が指摘するように、新型インフルエンザ及び新感染症（以下、「新型インフルエンザ等」という）は、発生するとほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。患者の発生が一定の期間に偏った場合、医療提供体制の許容範囲を超えてしまう危険性もある。

事業者においては、「発生に備えた職場における感染対策の実施」、「発生時に事業継続を可能とする準備」、「多数の者が集まる事業を行う場合、感染拡大防止措置の徹底」、場合によっては

「感染拡大時の業務縮小」等が求められる。しかし、様々な事情によりこれらの取組を自主的に実施できない事業者が出てくることも想定される。

(2) 商工業者の状況（国勢調査、東近江市統計より）

- ・商工業者の事業所等数 4, 4 4 3
- ・うち小規模事業者の事業所数 3, 0 5 6

【内訳】

業種		商工業者 事業所数	小規模事業者 事業所数	備考
商 工 業 者	建設業	6 1 4	5 9 6	市内に広く散在している
	製造業	5 7 6	4 2 4	市内に広く散在している
	卸・小売業	1, 0 4 7	6 4 2	各地域の主要地に所在
	その他	2, 2 0 6	1, 3 9 4	市内に広く散在している

(3) これまでの取組

○当市の取組

- ・地域防災計画の策定、総合防災訓練の実施、防災知識の普及・啓発
- ・防災用資機材等の整備
- ・備蓄品の管理、更新
- ・東近江市インフルエンザ等対策行動計画の策定

○当商工会議所の取組

- ・小規模事業者に対する災害リスクの周知
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・民間損害保険会社等と連携した損害保険への加入促進
- ・当市が実施する防災訓練への参加および協力
- ・商工会議所自身の事業継続計画の作成
- ・感染症リスクに対応した会議所運営方法の準備
- ・小規模事業者に対して感染症リスクへの備えを普及促進

II 課題

2024年2月に全国の商工会議所で行われたLOBO（早期景気観測）調査によると、BCPを「策定済み」の事業所は21.3%、「策定中」を合わせても35.8%（5年前の前回計画作成時より7.9%増加）。「必要と思うが策定していない」が54.6%と未だに半数を超えているなど、BCP策定状況は足踏み状態にある。BCPを策定していない理由としては、「必要なノウハウ・スキルがないため」や「人的余裕がないため」が4割超と、2022年9月調査から依然として高い水準となっている。

八日市商工会議所の独自調査（2019年11月）においても、「BCPは知っているが準備はまだ」が57%、「BCPを知らない」が38%という結果。2017年調査と比較しても意識の高まりは見られない。

市域は鈴鹿山脈から琵琶湖までと広大で各々の地域に固有又は共通の災害リスクが存在する。とりわけ水害リスクの大きさは注目すべきものである。引き続き、当市事業所に潜在する災害リスクの種類と大きさ、BCPの必要性和作り方、国等の推進施策の周知を図ることが課題である。事業者の目をBCPに向けさせるために、事業者の被災イメージや経済的メリット・デメリットを端的に伝えていくことが必要。

商工会議所においてそれらの知識を伝えるスキル、保険・共済について助言を行える職員を増加させることも課題である。

また、地震や水害だけでなく、新型インフルエンザ等の流行に対しても対策の必要性の周知に努める必要がある。新型インフルエンザ等が発生した場合に、流行のピークを遅らせ、ピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減することが重要である。そのための準備を日頃より講じておくことが課題である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知しBCP作成を推進する。
- ・発災時における連絡を円滑に行うため、当商工会議所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制及び関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・新型インフルエンザ等の発生に備え、当商工会議所および地区内小規模事業者が、業種別ガイドラインや東近江市新型インフルエンザ等対策行動計画に沿った行動ができる体制を構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当商工会議所と当市の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

・当商工会議所職員に対し災害等リスク及びそれらへの主な対策並びにBCPについての情報提供を行う。また、必要に応じて専門家を招く等して所内勉強会を実施する。

・BCPの、税制優遇・金融支援・補助金加点といった具体的なメリットの周知を図る。また、商工会議所のスケールメリットによる損害保険料割引も周知を図ることで事前の備えに関心を持ってもらう。

・BCP普及に注力する民間保険会社と連携し、普及啓発セミナーを行う。

・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・会報や市広報、ホームページ、公式LINE等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規

模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型インフルエンザ等は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新興感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

- 2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成
 - ・当商工会議所は令和2年1月に事業継続計画を作成
 - ・商工会議所として、水・毛布・食料品等の備蓄を行う
- 3) フォローアップ
 - ・小規模事業者のBCP等取組状況の確認
 - ・当商工会議所と当市による連絡会議を開催し、状況確認及び改善点について協議する。
- 4) 当該計画に係る訓練の実施
 - ・自然災害が発生したと仮定し、当商工会議所と当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

自然災害等による発災時には人命救助を第一に行動する。その上で、以下の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

新型インフルエンザ等の発生時には、国や滋賀県と連絡を密にし、病原性や感染力等の病原体の特徴を踏まえ、発生・流行の段階に応じた対策を講じる。感染が拡大した段階においては、医療の確保や市民生活および市民経済の維持のために最大限の努力を行う。地区内小規模事業者にも必要な対策を行うことを指導する。

- 1) 応急対策の実施可否の確認

当商工会議所は、発災後12時間以内にSNS等を利用し商工会議所職員の安否確認及び業務従事可否の確認を行う。確認の取れた安否情報及び家屋、道路等の大まかな被害状況を当商工会議所と当市で共有する。
- 2) 応急対策の方針決定
 - ・当商工会議所と当市との間で被害状況及び被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 - 〔豪雨における例〕 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
 - ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
 - ・大まかな被害状況を確認し、情報共有する。

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・
-----------	--

	半壊」等の大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。または、交通網が遮断されており確認できない。
被害がある	・地区内 1 % 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0. 1 % 程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

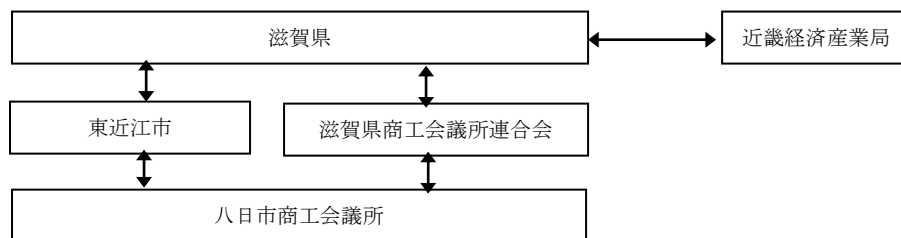
- ・本計画により当会議所と当市は以下の間隔で被害状況等を共有する

発災後～ 1 週間	1 日に 2 回共有する
1 週間～ 3 週間	1 日に 1 回共有する
3 週間以降	災害状況に応じて協議し決定する

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当商工会議所と当市は、被害状況の確認方法及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当商工会議所と当市が共有した情報を滋賀県の指定する方法で本市から県へ報告する。

〔連絡ルート〕



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について当市と協議し、事業者向けの相談窓口を開設する。当商工会議所は、国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復旧支援＞

- ・滋賀県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を滋賀県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する

(別表2)

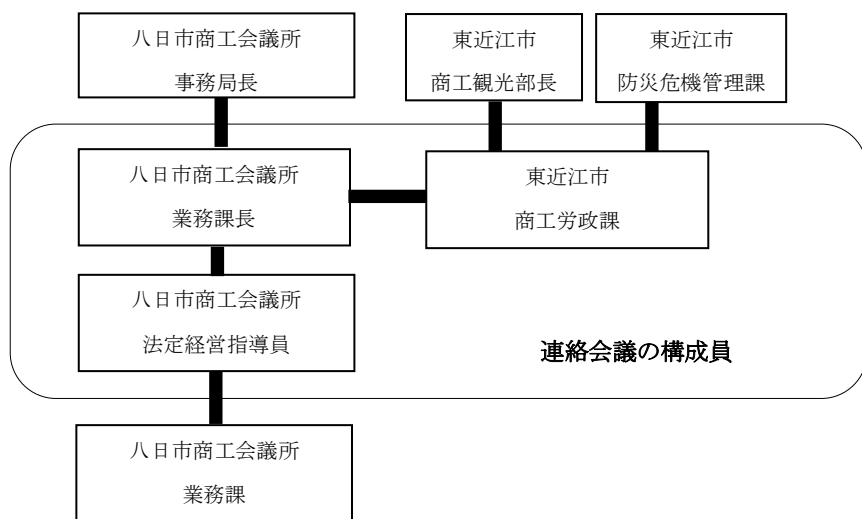
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)

(1) 体制等



(2) 商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 田附良介(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画及び実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会議所

八日市商工会議所 業務課

〒527-0012 滋賀県東近江市八日市本町1番6号

TEL: 0748-22-0186 / FAX: 0748-22-0188

e-mail: info@odakocci.jp

②関係市町村

東近江市 商工観光部 商工労政課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

TEL: 0748-24-5565 / FAX: 0748-23-8292

e-mail: syoko@city.higashiomi.lg.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
必要な資金の額	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0
チラシ作製費	2 5	2 5	2 5	2 5	2 5
セミナー開催費	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
専門家謝金	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等